

「国連の核兵器禁止条約交渉会議に参加し、条約実現に  
真剣に努力するよう日本政府に求める意見書」の採択  
についての請願

紹介議員

荒原 ちえみ

宮内一夫

藤崎ちさこ

入沢俊行

谷岡 隆

央重則

佐野三人



# 「国連の核兵器禁止条約交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう日本政府に求める意見書」の採択についての請願

## 【請願の趣旨】

1945年8月6日、9日、広島と長崎に落とされた原子爆弾は、その年のうちに21万人の尊い生命を奪い、70年を経た今もなお、被爆者は心と体の深い傷に苦しめられています。平均年齢80歳を超えた被爆者は核兵器廃絶を訴え続けてきました。今も1万5000発以上の核兵器が存在していると言われていますが、人類と核兵器は共存できません。

被爆者は、再びあの惨禍を繰り返させてはならない、そのため核兵器廃絶を全世界に訴える「ヒバクシャ国際署名」に世界数億人を目標に取り組むことを決意しました。国際署名は、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことをすべての国に求めています。すでに日本では、170万筆以上集まりました。さらに署名の推進連絡会が昨年発足し、平和首長会議と日本非核宣言自治体協議会が支持・賛同を決めるなど幅広い共同が広がっています。

こうした運動と世論が力となり、昨年12月の国連総会で、核兵器禁止条約交渉の国連会議を2017年3月と6月に開くことが113カ国の賛成多数で採択されました。3月の国連会議の参加国は115カ国を超みました。しかし、唯一の被爆国である日本政府は、国連会議には出席しましたが、核兵器禁止条約交渉の時は不参加でした。

日本政府は、6月に開かれる国連会議に参加し、核兵器禁止条約に賛同し、条約実現のためリーダーシップを發揮すべきです。

習志野市は、全国で12番目、千葉県内で1番目に「核兵器廃絶平和都市宣言」を掲げ、平和な世界に向けて力を入れている市です。

以上のことから、貴議会として、日本政府に「国連の核兵器禁止条約交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう日本政府に求める意見書」を提出されるよう請願します。

2017年6月1日

習志野市議会議長 田中 真太郎 様

提出者 習志野市津田沼6-1-30-406  
新日本婦人の会習志野支部  
支部長 角田 由利子

平成29年5月30日

習志野市議会議長殿

## 市長が無償提供することができる金額の上限は?

習志野市秋津5-3-4  
脇屋 泰一郎

私は、平成28年9月議会に「32億円の税金の使い道は?」との陳情書を提出いたしました。建設常任委員会の市会議員の方も変わっておりませんので念のため後記の陳情書を添付いたしました。

この陳情書についての委員会での討議で明らかになったことがあります。それは32億円の土地の無償提供が議会の承認もないまま市長の一存で決められたことです。市長の決裁権限の上限金額はいくらなのでしょうか?国立市では元の市長が国立市から裁判で訴えられて45億円の賠償金を支払う判決が出されたということです。習志野市においても32億円の土地が無償で提供されましたので我々市民の財産が無償提供した市長に対して損害賠償の訴えをしたいところですが裁判には多額の費用と長い時間がかかるので残念ながら訴訟に持ち込むことは不可能です。

そこで第一に明らかにしていただきたい事項は市長の無償提供の決裁権限の上限はいくらであり、それを規定している条文はどのようなものかということです。

第二には前回の陳情書の主題ですがフットサル場が公園であったかどうかの問題です。ある議員から「陳情者はきちんと法律の条文を読んで頂きたいと思っております」とのご指摘がありましたが「公園であれば減歩がなされなくても当然である」ということは私も知っています。都市環境部主幹の方が「まず、こちら減歩の対象となります宅地と対象とならない公共施設用地の定義について、説明させていただきます。土地区画整理法第2条第5項におきまして、まず、公共施設というものが定義されております。定義されている公共施設と



しましては、道路、公園、広場、河川その他政令で定める公共の用に供する施設とされております。参考までに、政令で定めるその他の施設としましては、運河、船だまり、水路、堤防、護岸、公共物揚げ場、こちらは船の積み荷等を行う岸壁ですね、及び緑地とされております。この施設が公共施設として位置づけられております。」と答弁なされております。フットサル場は上記説明の道路、公園、広場、河川、運河、船だまり、水路、堤防、護岸、公共物揚げ場、こちらは船の積み荷等を行う岸壁、及び緑地には該当しておりません。土地区画整理法は「公園は減歩の対象にはならないと規定しておりますが、公園になる土地は減歩の対象になると規定している」のではないかでしょうか？習志野市が組合に提供した1ヘクタールのほかに公園になった土地があったと思われますが地権者が公園として提供した土地に減歩がなされなかった土地があるのでしょうか？

あらためて確認させていただきます。1ヘクタールの土地は開発地区に入っているのでしょうか？開発地区に入っているとすれば減歩されないのはなぜでしょうか？1ヘクタールのほかに地権者が公園に提供した土地で減歩がされなかった土地があるのでしょうか？これらの点で今回の南口開発では土地区画整理法違反を犯してしまったのではないかでしょうか？

上記の諸点を市議会で明らかにしていただきたく陳情書を提出いたします。

地方自治法124条の規定により、上記の通り陳情書を提出いたします。

平成28年9月議会に提出した陳情書；「32億円の税金の使い道は？」

「JR津田沼駅南口開発」そのものに反対するものではないが、荒木前市長が行った「南口開発」には多くの問題点が指摘される。荒木市政を受け継いだ宮本泰介市長も荒木前市長の悪政をそのまま引き継ごうとしている。

特に税金の投入方法については、第一中学校用地買い戻しや1ヘクタールの土地提供など、皮肉で申しわけないが、よくぞここまで考えついたと唖然とするほどの見事さである。

この南口開発への税金投入方法こそ、平成9年の1ヘクタール土地購入時から計画された荒木勇市政の集大成であり、この税金投入方法によって編み出された税負担こそ、市政に対して無関心で物を言わない市民が受ける当然の報いであるのかもしれない。

JR津田沼駅南口開発の最大の問題点は、税金の投入額の巨大さです。一般的に組合施行の開発事業の場合は、補助金はゼロか、多くても20%程度という自治体がほとんどです。これに対し習志野市の南口開発の場合、表面的な補

助金だけでも総事業費 150 億円の 31.5 % に上ります。すなわち国と県の負担額が 23 億 6,854 万円、習志野市の負担額が 23 億 5,945 万円という金額です。

そのほかに特に問題なのは、無理に理由をこじつけて税金を投入することです。これは JR 津田沼駅南口土地区画整理組合の理事長が荒木前市長の後援会長、副理事長が選対委員長であることから編み出された税金投入方法であると疑わざるを得ません。すなわち無理にこじつけた税金投入方法とは、第一中学校用地買い戻し資金等 18 億 554 万円、1 ヘクタールの土地代等 31 億 5,853 万円を負担することです。これにより習志野市の税金投入額総計は 73 億 2,352 万円と巨大な金額となります。一般的に開発事業は大幅な地価上昇が見されること、特に津田沼駅南口開発地域は農地が宅地に変換されることにより地価上昇は確実な地域であれば、税金投入ではなく組合負担で事業を行うのが当然なことと言われております。

習志野市はこの巨額の税金投入事由を「土地区画事業を組合ではなく習志野市が行った場合、施設整備等に 108 億円かかるのであり、その範囲内での税金投入は妥当性がある」と説明しております。税金投入が過剰であったのか、組合員の減歩負担が過剰であったのか、どちらかであるということとなります。税金投入が過剰であれば税金投入額を減らすべきであり、組合員の減歩率が過剰であれば減歩率を減らすべきです。この重複部分は何十億円という巨額に上るのであり、実態解明がぜひとも必要です。

開発事業においては 1 人当たり 3 平方メートルの公園用地を確保することが規定されております。習志野市は公園用地として 1 ヘクタールの土地を土地区画整理組合に提供することとしました。この土地購入総額は 31 億 5,853 万円であり、土地区画整理組合が負担すべきものを税金で賄おうとするものです。そもそもこの土地は、平成 9 年の購入時に土地疑惑が発生、百条委員会が設けられましたが、疑惑のキーマンが死亡したことにより事実解明がなされなかつたといいういわくつきの土地です。もしこの 1 ヘクタールの土地を開発地域に組み込むのならば、第一中学校用地買い戻しで生じたように、この 1 ヘクタールの土地についても減歩が必要となるのに、減歩されておりません。このことは、1 ヘクタールの土地は開発地域に含まれておらず、単に土地区画整理組合に習志野市が 31 億 5,853 万円を投じた土地を贈与したということと同じことになります。何はともあれ、この多額の税金投入負担は市民にとって全く納得できるものではありません。

つきましては、市議会におかれまして、下記の諸点を解説していただきたく、地方自治法 124 条の規定により、上記のとおり陳情書を提出いたします。

解明事項。

1、1ヘクタールの購入資金32億円を組合に寄附した理由を解明していただきたい。(前回の陳情の際の回答(「開発の呼び水にする」)は公園の開園が異常に遅延したことより理由になりませんので、別途何らかの理由が必要です)

2、1ヘクタールの土地は、開発地区に入っているでしょうか。開発地区であれば減歩がされないのはなぜなのでしょうか。(第一中学校用地買い戻しの違いについて納得いく御説明を要求いたします)

3、習志野市にはほかに鷺沼等市街化調整区域があり、今後10年間以内に開発に着手するものと思われます。その際、組合施行であれば、南口開発と同様に、公園用地を寄附するのでしょうか。(公平性の観点から言えば、当然寄附することになります)寄附するのであれば、その土地の手配する必要があります。鷺沼等市街化調整区域の現状、どのような状況か、また公園用地の手配ができるているのか等を開示願います。以上です。」

以上